

神奈川県博物館協会会則

議決 昭和30年11月20日 最終改正 平成15年 4月25日

(名称)

第1条 本会は、神奈川県博物館協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を横浜市中区南仲通5の60番地、神奈川県立歴史博物館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、博物館相互の連携をはかり、博物館活動の振興に努め、もって、学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 博物館相互の連絡と提携
- (2) 博物館事業に関する調査研究
- (3) 研究会、研修会等の開催
- (4) 機関紙の発行、研究成果の発表
- (5) 資料の交換・貸借のあっせん及び共同事業の企画・促進
- (6) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、神奈川県内にある博物館及びこれに準ずる施設とする。ただし、個人であっても本会の運営に貢献度の高い者は、役員会の議を経て特別会員とすることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を負担しなければならない。

(入会)

第7条 本会に入会しようとするときは、入会申込書を会長に提出しなければならない。
2 会長は、関係書類を審査の上これを専決し、直近の役員会に報告するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(会員資格の消滅)

第9条 会員が2年継続して会費を負担しなかったときは、会員資格が消滅するものとする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 25名以内（会長、副会長を含む。）
- (4) 監事 3名

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 副会長の事務分掌については、会長が別に定める。
4 理事は、会務の執行にあたる。
5 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会の開催)

第14条 総会は、会長が招集し、年1回以上開催するものとし、そのうち1回は、年度の初めとする。

(総会の定足数)

第15条 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があれば出席とみなす。

(総会の議事)

第16条 総会は、会長が議長となり、この規約に別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1) 事業計画に関する事。
(2) 予算及び決算の承認に関する事。
(3) 会則の改廃に関する事。
(4) 会費の額の決定に関する事。
(5) その他会長が必要と認めた事項
2 議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の開催)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(役員会の定足数)

第18条 役員会は、理事の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があれば出席とみなす。

(役員会の議事)

第19条 役員会は、会長が議長となり、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項
- 2 議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第20条 本会の業務を円滑に推進するため、会員により構成する次の部会を置く。

- (1) 自然科学部会
 - (2) 人文科学部会
 - (3) 機能研究部会
- 2 各部会には、部会員の互選により、部会長1名及び幹事若干名を置く。
- 3 部会長及び幹事は、部会を運営する。
- 4 部会長は、役員会に出席し、部会の運営状況について報告するとともに、意見を述べることができる。
- 5 部会長及び幹事の任期は、役員会の任期に準ずる。
- 6 部会に必要な事項は、会長が役員会の議を経て別に定める。

(名誉会長・顧問・参与)

第21条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会において推挙し、顧問及び参与は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、本会の運営について助言し、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べることができる。

(経 費)

第22条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第24条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1名、事務局次長1名及び事務局員若干名を置く。
 - 3 事務局長、事務局次長及び事務局員は、会長が任免する。

(委 任)

第25条 本会の運営に関し、この会則に定めのない事項については、役員会の議を経て、会長が別に定める。

付 則

本会則は、平成15年4月25日から施行する。